

○南相馬市スポーツ大会等出場激励金交付要綱

平成19年3月29日

告示第33号

改正 平成28年3月24日告示第80号

(目的)

第1条 この告示は、国際大会、全国大会その他の東北大会以上の規模で行われる各種スポーツ大会に出場する選手又は団体（監督、コーチ等を除く。以下「選手等」という。）に対して激励金を交付し、市民のスポーツの普及・振興と技術の向上を図ることを目的とする。

(交付対象となる選手等)

第2条 激励金の交付対象となる選手等は、次のいずれかに該当するもので、出場登録をしているものとする。ただし、同一大会において、南相馬市、南相馬市教育委員会若しくは他の自治体（以下「南相馬市等」という。）又は南相馬市等から補助金等を受けている団体から他の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けているものを除く。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通学する者
- (3) 本市出身者で本県選手として出場登録され、かつ、その保護者が本市に住所を有する学生
- (4) 市内に住所を有する者又は市内に通学する者によって構成される団体
- (5) 本市出身者で特に市長が認めるもの

(対象となる大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、国、地方公共団体、（公財）日本体育協会加盟団体、（公財）日本レクリエーション協会加盟団体又は団体の公益性、規模等を考慮し市長が適当と認める団体が主催、共催、後援又は主管する次に掲げる大会とする。

- (1) 国際大会 オリンピック、世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会等で国内外予選会又は競技団体の推薦により参加する大会
- (2) 全国大会
 - ア 全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会
 - イ 予選会又は競技団体の推薦により参加する国民体育大会、日本選手権大会等で、高校生以下の選手が参加するもの
 - ウ 予選会又は競技団体の推薦により参加する国民体育大会、日本選手権大会等で、大学生以上の選手が参加するもの
- (3) 東日本大会 予選会又は競技団体の推薦により参加する東日本20都道府県以上の規模で開催される大会
- (4) 東北大会 予選会又は競技団体の推薦により参加する東北6県以上の規模で開催される大会

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする選手等（以下「申請者」という。）は、スポーツ大会等出場激励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 大会開催要項
- (2) 大会に出場登録されていることが確認できる書類
- (3) 予選会での成績表
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、相当と認めるときは、申請者に激励金を交付するものとする。

2 市長は、激励金の交付を行わないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第7条 激励金の交付を受けた選手等は、当該大会終了後30日以内に、大会成績結果のわかる書類を添えて、スポーツ大会等出場結果報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第8条 市長は、激励金の交付決定若しくは激励金の交付を受けた選手等が次のいずれかに該当するときは、激励金の交付を取り消し、又は激励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 激励金の交付申請又は結果報告に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 当該大会が中止になり、又は出場できなくなったとき。

(交付限度)

第9条 激励金の交付限度は、次のとおりとする。

- (1) 団体競技については、1申請当たり25人を上限とする。
- (2) 全国大会については、同一選手一人当たり年度内3回の交付を限度とする。
- (3) 東日本大会及び東北大会については、同一選手一人当たり年度内1回の交付を限度とする。
- (4) 日程及び開催地が近接し、一連で開催される複数大会については、1大会を交付の限度とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日告示第80号）

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の南相馬市スポーツ大会等出場激励金交付要綱の規定は、平成28年4月1日以後に開催される大会から適用し、同日前に開催した大会については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

区分		激励金額 (一人当たり)
国際大会		30,000円
全国大会	第3条第2号のア	30,000円
	第3条第2号のイ	20,000円
	第3条第2号のウ	10,000円
東日本大会		7,000円
東北大会		5,000円

備考 団体として出場する場合は、激励金額に出場登録者数（上限25人）を乗じた額とする。